

## 米国の沖合漁場の資源管理 その8

主任研究員 田口さつき

### 1 MS法の変遷

米国沖合の資源管理の根拠法である Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(以下「MS法」)は、漁獲規制を強める方向で改正がなされてきた。

まず、1996年の改正で、過剰漁獲された魚種・魚群について水産資源回復計画(以下「回復計画」)が策定されることとなった。なお、この回復計画を議論するのは、各海域の水産資源管理委員会(以下「資源委員会」)である。

次に2006年の改正により、資源委員会内に科学統計部会を設置することとなった。また、管理対象の魚種・魚群について年間の漁獲量に上限(年間漁獲制限[annual catch limit])を設けることとなり、その設定において資源委員会は科学統計部会の勧告した水準を超えないこととされた。これにより、同部会の推奨する厳しい漁獲量の制限を同委員会は採択せざるを得ない状況も起っている。また、一律で硬直的な資源管理への疑問の声があがった。

ところで、資源委員会は資源管理の方法を定める際にMS法の国家基準を考慮しなくてはならない。この国家基準の解釈や運用に関し、指針(National Standard Guidelines)が定められている。<sup>(注1)</sup>この指針の見直しの議論が12年から始まり、4年後の16年に回復計画の柔軟性を高める方向で改訂がなされた。

### 2 MS法改正に向けた動き

一方、水産資源の保全措置と経済的利用の均

衡をとることを目的に、MS法自体の見直しを求める議論もある。15年3月に、アラスカ州選出の下院議員(共和党)であるドン・ヤング(Don Young)氏が改正案(H.R. 1335 Strengthening Fishing Communities and Increasing Flexibility in Fisheries Management Act)を提出した。同法案は、同年6月に下院を通過したが、オバマ大統領から拒否権を盾に修正を迫られ、成立しなかった。その後、ヤング議員は、18年、19年、そして21年<sup>(注2)</sup>に修正案を再提出している。

### 3 2つの改正案の共通点

15年法案と最新の21年法案で共通しているのは、主要なもので、①過剰漁獲とその他の理由の区別、②資源回復における柔軟性向上、③透明性向上、④幅広いデータの収集、⑤年間漁獲制限の設定時の配慮、⑥漁獲枠融通制度導入の制限、⑦年間漁獲制限を必須とすることの修正の7点である。なお、漁獲枠融通制度(catch share)とは、現行のMS法には明確な定義が存在しないが、漁獲量か漁獲量に対する一定割合を個人(漁業者もしくは遊漁者)かその集団に割り当てるものであり、割当てを受けた個人は、その分を売買、貸借することを一定の期間認められている場合がある。

海洋大気庁のサイトでは「漁獲枠融通制度の導入は求められておらず、すべての水産資源にふさわしいものではない」と書かれている。<sup>(注3)</sup>

まず、①過剰漁獲とその他の理由の区別とは、人間による採捕によって激減した水産動

植物と、気候変動などその他の理由により激減した水産動植物を分けて資源回復を検討することが目指されている。そのため、法案は商務長官が連邦議会と各資源委員会に提出する報告書には、採捕によって激減した水産資源と採捕ではない理由により激減した水産資源を区別することを求めている。

次に②の資源回復における柔軟性の向上のために、法案は過剰漁獲された水産資源の回復計画で、水産資源を回復させる期間について現行法の「できるだけ短く」(as short as possible)から「実行可能な限り短く」(as short as practicable)への変更が示されている。また、水産資源を回復させる期間を10年以内とするという規定を削除し、データに基づいて推定される期間を超えないことを条件としている。さらに、水産資源を回復させる期間についての例外規定も多く盛り込まれている。

③の透明性向上のために、法案には「科学統計部会は透明性の高い方法で水産資源管理委員会に提供する助言を策定し、その過程で大衆の参加を認めなければならない」という文言の追加に加え、同委員会の会議等をインターネットで配信するといった情報開示が含まれている。

④の目的は、水産資源の評価、管理の基礎

となるデータ収集と分析を改善するために、連邦政府組織だけでなく、幅広い組織の情報を活用することである。17年法案から、より明確に、州政府の機関、漁獲行為をする人々、水産資源に依存する共同体(fishing communities)、大学、研究機関、慈善団体の持つ情報の活用に向けた報告書の作成を商務長官に義務付ける内容になっている。

⑤の年間漁獲制限については、法案に「年間漁獲制限を設定する場合、水産資源管理委員会は生態系の変化と水産資源に依存する共同体の経済的必要性を考慮することができる」という規定が追加されている。

⑥の漁獲枠融通制度導入の制限とは、今後、ニューイングランドなど4海域の資源委員会が新たな漁獲枠融通制度を導入する場合は、対象となる魚種・魚群を採捕する許可を得ている者の多数の賛成が条件として追加されている。

⑦年間漁獲制限を必須とすることの修正とは、具体的には(商務長官が「過剰漁獲されている」と判断していない場合で)寿命が約1年の魚種など特定の水産資源への年間漁獲制限の設定を資源委員会に求めないという規定が追加されている。

今のところ、改正案は成立していないが、その存在そのものが連邦政府の管理下にある水産資源の管理について、現場での苦悩を示したものであるといえる。

(たぐち さつき)

---

(注1)MS法のなかに国家基準(National Standard)という10項目の規範があり、その解釈のため、その項目ごとに指針が作成されている。

(注2)H.R. 59 -117th Congress: Strengthening Fishing Communities and Increasing Flexibility in Fisheries Management Act.  
<https://www.govtrack.us/congress/bills/117/hr59>(2021年6月14日最終アクセス)

(注3)<https://www.fisheries.noaa.gov/insight/catch-shares>(2021年6月14日最終アクセス)